6 ケアラー支援に関連する道の事業

1 関連事業の体系と位置付け

道では、ケアラーを支援するための具体的な取組については、先に掲げたとおり、３つの項目を基本的施策の柱と位置付け、それぞれに対応した取組を重点的に行っていくこととしていますが、これらのほか、ケアラー支援の推進に関わりのある事業を複数実施しています。

ケアラーが抱える悩みや負担は様々であることから、各施策を一体的に進めていくためには、医療・福祉・介護・教育等の様々な分野にわたる関連事業を体系的に整理した上で、総合的に展開していくことが重要です。

道による関連事業の体系は、３つの項目ごとに分類すると、次のように整理することができます。

普及啓発の促進（条例第 11 条）　1 ～ 13

ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等（条例第 12 条）

（1）家族介護に関する相談窓口の機能強化　**14 ～ 36**

（2）多様なケアラーへの支援　**37 ～ 49**

（3）ヤングケアラーへの支援　**50 ～ 61**

ケアラーを支援するための地域づくり（条例第 13 条）

（1）地域住民同士が気に掛け合う関係性の再構築　**62 ～ 74**

（2）ケアラーを支えるサービスの充実　**75 ～ 97**

（3）ワーキングケアラーへの支援の促進　**98 ～ 101**

2 関連事業の一覧

i 普及啓発

① ケアに関する理解促進

No.	事業・取組の名称と概要
1	▶ **難病に関する普及啓発**……保健福祉部 地域保健課 難病患者や家族への相談・援助、難病に関する正しい知識の普及啓発、難病患者の団体の育成・支援等を行っている北海道難病連の活動を支援します。
2	▶ **認知症に関する理解促進**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 認知症の日（毎年９月21日）及び月間（毎年９月）など機会を捉えた認知症に関する普及啓発の取組を推進するほか、認知症高齢者や若年性認知症者に関する適切な理解を普及するための研修会を開催します。
3	▶ **認知症に関する正しい知識の普及**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 地域全体が認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症の人とその家族を支援し、見守る体制を構築するため、認知症サポーター（養成講座を修了した住民等）及びキャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）を養成するとともに、その活動を促進します。

② 権利や意識に関する啓発

4	▶ **人権に関する啓発**……環境生活部 道民生活課 道民一人一人が人権に関する知識を確実に身に付け、人権への配慮が自らの態度に現れるような人権意識を育むよう、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。
5	▶ **心のバリアフリーに関する普及啓発**……保健福祉部 地域福祉課 心のバリアフリーの活動を道へ報告し、優良事例を自らSNSで発信するなど、普及啓発の担い手として活躍する「福祉のまちづくりサポーター」の取組を促進します。
6	▶ **福祉のまちづくりに関する意識の高揚**……保健福祉部 地域福祉課 福祉的配慮がなされた公共的施設や障がいのある人等の自立・社会参加を支援する活動等に対する表彰を行い、優れた取組への奨励を行います。
7	▶ **ノーマライゼーションの普及**……保健福祉部 障がい者保健福祉課 障がいや障がいのある人への理解が深まるよう、広報誌やDVD（映像）、インターネット（動画配信）など様々な情報媒体を活用し、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。
8	▶ **メンタルヘルスに関する理解促進**……保健福祉部 障がい者保健福祉課 自殺予防週間や依存症問題啓発週間における啓発事業、リーフレットの活用やセミナーの開催等により、正しい知識の普及啓発を行い、心の健康の保持・増進を図ります。
9	▶ **障がい者権利擁護センターの運営支援**……保健福祉部 障がい者保健福祉課 障がい者への虐待の防止と養護者に対する支援等を実施するため、虐待防止法に基づく障害者権利擁護センター機能を確保し、障がいのある人の権利擁護を図る。
10	▶ **成年後見制度の利用支援**……保健福祉部 障がい者保健福祉課 市町村が成年後見制度利用支援事業の活用を促すことにより、当該制度の利用を必要としている障がいのある人の権利擁護を図る。
11	▶ **高齢者の権利擁護の推進**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 高齢者の権利擁護に関する正しい知識や高齢者虐待防止法等の普及啓発を図るとともに、地域における関係機関や関係者に期待される役割と虐待の未然防止のための取組等について理解と認識を深めることを目的として「高齢者の権利擁護を考える集い」を開催します。
12	▶ **子どもの権利に関する理解促進**……教育庁 生徒指導・学校安全課、教職員育成課 学校教育において、子どもや教職員に「児童の権利に関する条約」の趣旨の理解を図るとともに、人権教育を推進するための研修の実施など 、人権に配慮し、一人一人の個性を尊重する教育の充実に向けた取組を推進します。
13	▶ **子どもの貧困対策に関する取組周知**……保健福祉部 子ども家庭支援課、教育庁 教育政策課 子どもの貧困対策に関する各種の支援制度や相談窓口等を分かりやすく紹介するリーフレットを作成するなど、児童生徒や保護者に対する積極的な情報提供に取り組みます。

ii　相談の場の確保

(1) 家族介護に関する相談窓口の機能強化

①　総合的・専門的な支援体制の整備

No.	事業・取組の名称と概要
14	▶ **重層的支援体制の構築支援**……保健福祉部　地域福祉課 地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、市町村が行う相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村内連携促進説明会の開催や市町村間の情報共有の場づくり等を行います。
15	▶ **生活困窮者への総合的な相談支援体制の確保**……保健福祉部　地域福祉課 住居や就労機会の確保をはじめ、生活困窮者が抱える多様かつ複合的な課題に対応するため、個々の世帯の状況や一人ひとりの心身の状態に応じた総合的な相談支援体制の確保や必要な資金の貸付など、自立に向けた生活支援の取組を市町村や社会福祉協議会のほか、地域の様々な関係団体等と連携して推進します。
16	▶ **障がい者支援施策や相談体制の充実**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 身体状況等に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう、相談体制や地域生活支援事業の充実を図ります。
17	▶ **基幹相談支援センターの整備**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 「基幹相談支援センター」の整備にあたっては、地域づくりコーディネーターを活用し、市町村の協議会で十分な議論を行い、地域の実情に合ったものを整備できるよう支援します。
18	▶ **地域生活支援拠点の整備**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するために、グループホームなどを活用した居住支援機能と相談などの地域支援機能を持ち合わせた「地域生活支援の拠点」を市町村において整備します。
19	▶ **メンタルヘルスに関する相談支援**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 道民の精神的健康の保持増進を図るため、様々な心の健康相談に応じるほか、社会的ひきこもりや薬物依存など精神に関わる問題・悩みへの専門相談を実施するとともに、家族等からの相談にも対応します。
20	▶ **ペアレントメンターの養成等による家族支援**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 家族の子育てに対する不安感に寄り添い、早期発見、早期支援が促進されるよう、ペアレントメンターの養成等、家族に対する支援体制の整備を図るほか、障がいのある子どもが待機することなく適切な診療、療育を受けることができる体制づくりを支援します。
21	▶ **障がい者虐待に関する相談対応等**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 虐待に関する総合的窓口である「市町村障害者虐待防止センター」や市町村の協議会の機能強化を中心とした、地域における関係機関のネットワークの充実を図るとともに、北海道障がい者条例に基づき、各振興局に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を設置し、障がいがあることを理由に受けた差別や虐待等について、障がいのある人からの相談等に対応します。
22	▶ **高齢者虐待防止・相談支援センターの運営支援**……保健福祉部　高齢者保健福祉課 高齢者虐待の防止・早期発見を図るため、高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて、市町村等が抱える対応困難事例への相談や助言を行うとともに、高齢者本人や家族の権利擁護や・虐待防止などの専門的な相談にも対応します。
23	▶ **子育て家庭支援のための基盤整備**……保健福祉部　子ども政策企画課 家事・育児等に不安・負担を抱えた家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整備します。
24	▶ **障がい児に関する総合的な相談支援**……保健福祉部　子ども家庭支援課 身近な場所において、子育てに関する相談支援や情報提供等を総合的に行うとともに、地域の子育て親子の交流などが図られるよう、支援に努めます。
25	▶ **巡回療育相談による専門的支援**……保健福祉部子ども家庭支援課 重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人の家庭等を訪問し、必要な支援を行うほか、市町村において実施が困難な専門的支援なども含め、重層的な支援体制の整備を図ります。

②　関係機関との連携強化

No.	事業・取組の名称と概要
26	▶ **在宅移行に向けた医療と介護の連携強化**……保健福祉部　地域医療課、高齢者保健福祉課 要介護者が医療機関等から在宅生活に円滑に移行できるよう、医療的ケアが必要な要介護者に対するケアマネジメントの充実や在宅療養支援診療所等と訪問介護など介護事業所の連携を強化するなど、在宅医療・介護連携推進事業に取り組む市町村を支援します。
27	▶ **自立相談支援機関と連携した就労支援**……保健福祉部　地域福祉課 生活保護受給者の自立に向け、福祉事務所による自立支援プログラムの策定のほか、自立相談支援機関とも連携した切れ目のない一体的な支援を推進します。
28	▶ **地域生活支援センターによる重層的支援**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、既に圏域ごとに設置している保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村ごとにも設置できるよう、広域での調整に努め、重層的な連携による支援体制を構築します。
29	▶ **福祉と教育が連携した重層的な支援体制**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 市町村における自立支援協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会と各教育局に設置している特別支援連携協議会、道本庁に設置する発達支援推進協議会と広域特別支援連携協議会がそれぞれ連携した、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進します。
30	▶ **ライフステージに応じた切れ目ない障がい児支援**……保健福祉部　子ども家庭支援課 市町村の障がい児支援担当部局、母子保健や子ども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童相談所、発達障害者支援（地域）センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、特別支援学校、児童委員等の関係機関と連携を図り、支援が必要な子どもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれていく体制を整備します。

③　研修による専門職の資質向上

31	▶ **障がい福祉に関する相談員向けの研修**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 道の地域相談員及び市町村の障害者相談員に対して、相談技術向上のための研修実施などについて支援していきます。
32	▶ **相談支援従事者向けの研修**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 相談支援従事者として必要な知識、技術を習得させるとともに、各地域で相談支援を実践する者に対して、相談支援従事者としての資質を向上させるほか、指定相談支援事業所等で一定の実務を積んだ相談支援専門員を対象に、地域連携や人材育成についての専門的な研修を実施し、地域における中核的な役割を担う者の養成と資質の向上を図ります。
33	▶ **地域支援事業従事者向けの研修**……保健福祉部　高齢者保健福祉課 地域包括ケアシステムの推進のため、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーターに対する研修を行うなど、資質の向上を図ります。
34	▶ **福祉・介護従事者への研修**……保健福祉部　高齢者保健福祉課 福祉･介護に従事する職員を対象に、職種や業務経験に応じた研修等を実施し、資質向上を図ります。
35	▶ **児童福祉関係職員向けの研修**……保健福祉部　子ども家庭支援課 児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。
36	▶ **子育て支援員向けの研修**……保健福祉部　子ども家庭支援課 既存の保育サービスで対応できない緊急の保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの設置促進を図るとともに、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーに対し、研修を実施し、資質向上に取り組みます。

(2) 多様なケアラーへの支援

No.	事業・取組の名称と概要
37	▶ **成年後見制度の体制整備と機能強化**……保健福祉部　地域福祉課 中核機関の整備が十分でない市町村の体制整備を促進するため、司法専門職等と定期的な協議や専門職等による助言等が得られる体制づくりを進める。
38	▶ **認知症高齢者の見守り支援**……保健福祉部　高齢者保健福祉課 行方不明の認知症高齢者を保護するための地域のSOSネットワークの拡充やGPS等の活用を促進するとともに、捜索や保護だけでなく見守りや支え合い機能のあるネットワークとして充実強化を図ります。
39	▶ **チームオレンジ・コーディネーターの配置**……保健福祉部　高齢者保健福祉課 地域における支え合いを推進するため、本人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備に向けて、コーディネーター養成研修などを実施します。
40	▶ **若年性認知症支援コーディネーターの配置**……保健福祉部　高齢者保健福祉課 65歳未満で発症する若年性認知症の人には、就労継続や社会参加などライフステージに応じた支援が必要となることから、これらの支援を行う若年性認知症支援コーディネーターを養成するとともに、その継続的な配置と資質の向上を図ります。
41	▶ **医療機関等と連携した高次脳機能障がい者への支援**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 支援拠点医療機関において、高次脳機能障がいの診断基準、リハビリプログラムの普及を図るとともに、地域の医療機関や相談支援機関等との連携や専門的な指導等を進めます。
42	▶ **障がい児支援の充実**……保健福祉部　子ども家庭支援課 障がいのある子どもとその家族ができるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。
43	▶ **障がい児を支える保護者支援の充実**……保健福祉部　子ども家庭支援課 子どもを育てる保護者が、子どもとよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての困り事を解消し、楽しく子育てができるよう、地域での保護者支援の充実を図ります。
44	▶ **団体と連携したきょうだい児への支援**……保健福祉部　子ども家庭支援課 障がいのある子どものきょうだいの支援も重要であることから、きょうだい支援の活動をしている団体等と連携した心の支援の取組を進めます。
45	▶ **医療的ケア児等コーディネーターの配置**……保健福祉部　子ども家庭支援課 重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人の受入れを行う地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等を把握するほか、地域において関連分野の支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターが医療的ケア児等の所在する市町村に配置できるよう人材の育成を行い、障がいのある人本人及びその家族が円滑に必要な支援を受けられる環境を整備します。
46	▶ **医療的ケアを必要とする方へのサービスの充実**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等や市町村と連携し、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など地域生活を支援する体制の充実に努めるとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう、短期入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進めます。
47	▶ **特別支援教育の就学支援**……教育庁　特別支援教育課 特別支援学校に就学する児童生徒等の保護者における経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を補助します。
48	▶ **地域子育て支援拠点の整備推進**……保健福祉部　子ども政策企画課 子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う地域子育て支援拠点の設置を促進します。
49	▶ **子育て家庭支援のための基盤整備**……保健福祉部　子ども家庭支援課 家事・育児等に不安・負担を抱えた家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整備します。

(3) ヤングケアラーへの支援

No.	事業・取組の名称と概要
50	▶ **青少年の健全育成を支えるネットワークづくりの推進**……環境生活部　地域安全課 青少年の健全育成には、家庭・学校・事業者・地域社会・行政機関等によるそれぞれの取組が重要ですが、関係機関が一丸となり、各方面からのきめ細やかな対策を行うことで、より効果のある取組となります。 各地域の実情を踏まえ、関係機関間の情報共有や協働など、地域全体で青少年の健全育成を見守り支えるネットワークづくりを進めます。
51	▶ **生活困窮世帯への学習支援**……保健福祉部　地域福祉課 貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、教育分野と福祉分野が連携し、適切に情報共有を図りながら、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援など、必要な環境整備と教育の機会の均等に向けた取組を推進します。
52	▶ **児童相談所職員の相談対応力向上**……保健福祉部　子ども家庭支援課 地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。
53	▶ **子どもの居場所づくり**……保健福祉部　子ども政策企画課 全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こどもの居場所づくりを推進します。
54	▶ **コミュニティ・スクールの導入推進**……教育庁　社会教育課 学校と保護者や地域の方々が一体となって子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクールの導入など、学校と地域の連携・協働を推進します。
55	▶ **キャリアガイダンスや体験学習の充実**……教育庁　高校教育課 高等学校では、主体的に地域を支える人材の育成や早期離職者の減少に向け、社会との接続を重視し、望ましい職業観・勤労観を育成するため、キャリアガイダンスの充実や、社会や職業に関わる様々な事業所におけるインターンシップのほか、将来、社会にどのように参画していくのかを考えさせる学習などの体験的な学習活動の充実を図ります。
56	▶ **公立学校における教育環境の向上**……教育庁　義務教育課、高校教育課 生まれ育った地域や環境に左右されず質の高い教育を受けることができるよう、就学に係る経済的支援の取組を進めます。
57	▶ **中学校における職場体験等の充実**……教育庁　義務教育課 中学校では、現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考え、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるよう、職場体験などの体験活動の充実を図ります。
58	▶ **義務教育未修了者等の教育機会の確保**……教育庁　義務教育課 義務教育段階の教育を十分に受けることができなかった方々などに対する教育機会の確保に向け、市町村教育委員会などと連携し取り組みます。
59	▶ **教員の配置やきめ細やかな学習指導の推進**……教育庁　学力向上推進課 学校に通う子どもたちが、家庭環境などに左右されることなく、新しい時代に必要となる資質・能力を身に付けることができるよう、必要に応じ教員を配置し、きめ細かな学習指導を推進します。
60	▶ **ＳＳＷの活用による児童生徒の環境改善**……教育庁　生徒指導・学校安全課 社会福祉士や精神保健福祉士などの社会福祉等の専門的な資格や知識・技術を有する者をスクールソーシャルワーカーとして活用し、関係機関との連携により問題を抱える児童生徒の置かれた環境改善に向けて働きかける。
61	▶ **ＳＳＷの活用による教育相談体制の充実**……教育庁　生徒指導・学校安全課 スクールソーシャルワーカーの派遣を拡充するとともに生活支援や福祉制度につなぐ支援の実施や、支援について理解の深化を図る教員研修の充実を図ります。

iii 地域づくり

(1) 地域住民同士が気に掛け合う関係性の再構築

No.	事業・取組の名称と概要
62	▶ **孤立防止に向けた重層的な支援の促進**……保健福祉部 地域福祉課 福祉的な支援を必要とする方々が安全で安心して暮らし、地域の中で孤立することがないよう、市町村や社会福祉協議会等の関係機関や民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会、民間事業者等による支援が重層的に提供される地域づくりを促進します。
63	▶ **社会的孤立を防ぐための見守り支援**……保健福祉部 地域福祉課 福祉的な支援を必要とする方々が地域から孤立することのないよう、行政をはじめ、関係機関・団体、民間事業者などが連携した見守りの体制づくりを進めます。
64	▶ **つながりサポーター養成講座**……保健福祉部 地域福祉課 孤独・孤立についての理解・意識や気運を社会全体で高めていくため、孤独・孤立問題に関する知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」の養成に必要な取組を進めます。
65	▶ **民生委員・児童委員の活動支援**……保健福祉部 地域福祉課 民生委員法に基づく民生委員・児童委員の資質の向上を図るために必要な知識技術についての指導訓練を充実強化し、その活動を促進します。
66	▶ **民生委員・児童委員の相談対応力向上**……保健福祉部 地域福祉課 高齢者等の冬の生活支援や家庭での子育て等に関する悩みなど、地域の実情や住民のニーズに対応できるよう、民生委員・児童委員等による相談体制の充実・強化を図ります。
67	▶ **福祉の担い手の育成**……保健福祉部 地域福祉課 児童に対する体験学習等の取組を通じて、将来の福祉の専門職としてはもとより、地域福祉に係るボランティアやNPO、民生委員・児童委員等のほか、地域共生社会における福祉の担い手の育成・確保につなげます。
68	▶ **ボランティアの養成等を通じたコミュニティづくりの推進**……保健福祉部 地域福祉課 見守り、声かけをはじめとする地域における福祉活動を促進するため、ボランティアやNPO、老人クラブ、町内会などの地域活動の推進を図るとともに、地域のボランティアリーダーの養成やコミュニティづくりを担う人材の育成への支援などを通じて、高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりを進めます。
69	▶ **北海道ボランティアセンターの運営支援**……保健福祉部 地域福祉課 全道的なボランティア活動への基盤整備や福祉教育、資質向上研修、広報啓発などのボランティア活動の推進を担うセンターの運営を支援します。
70	▶ **地域への支援を担う職員の確保**……保健福祉部 地域福祉課 北海道社会福祉協議会が開催するコミュニティソーシャルワーカー実践者養成研修への助成を通じ、地域への支援を担う職種の確保を推進します。
71	▶ **アクティブシニアの活躍支援**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 アクティブシニア等を対象に地域づくりの意義等を共有するセミナーを開催し、地域で介護サービスや外出支援などの担い手として活躍できる体制づくりを推進します。
72	▶ **共生型地域福祉拠点の整備**……保健福祉部 地域福祉課 地元企業や教育機関等と連携し、様々な既存の地域資源も活用しながら、高齢者や障がいのある方、子ども等が、地域住民とともに集い交流し、互いに支え合いながら、安心して生活することができる地域づくりが図られるよう、支え合いの活動の場として、共生型地域福祉拠点の整備を推進します。
73	▶ **家族介護経験者との交流会の開催**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含めた支援を行うため、家族支援のための電話相談や介護経験者との交流会を開催します。
74	▶ **認知症カフェ等の普及支援**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 認知症高齢者等やその家族が、地域住民等と相互に情報共有しお互いを理解しあうとともに、家族介護者の負担軽減を図る認知症カフェ等の取組が市町村において広く普及するよう支援します。

(2) ケアラーを支えるサービスの充実

No.	事業・取組の名称と概要
75	▶ **障がい者福祉施設の整備に対する補助**……保健福祉部 障がい者保健福祉課 住まいの場であるグループホームや日中活動の場である生活介護、就労移行支援など、障がいのある人の支援の充実を図る施設整備への補助を行います。
76	▶ **地域移行に合わせたサービス基盤の整備**……保健福祉部 障がい者保健福祉課 居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村単位で地域生活への移行の進捗状況に合わせて、必要なサービス基盤の整備について調整を行います。
77	▶ **障がい者の在宅生活を支援するためのサービス利用促進**…保健福祉部 障がい者保健福祉課 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら地域で生活することができるよう、施設機能の転換や介護保険法による通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた取組を推進します。
78	▶ **在宅生活を支える支援の利用促進**……保健福祉部 障がい者保健福祉課 高次脳機能障がいのある人に対するリハビリテーションの提供や地域生活を支援するため、就労、就学、在宅生活、障害福祉サービス事業所等の利用支援などの支援体制の充実を図ります。
79	▶ **ガイドラインによる地域ごとの支援**……保健福祉部 障がい者保健福祉課 相談支援機能をはじめとする支援体制について、その目指す姿として「北海道障がい者条例」に基づき策定した「地域づくりガイドライン」をもとに、それぞれの地域を支援します。
80	▶ **障害福祉サービスに関する指定情報の公表**……保健福祉部 障がい者保健福祉課 利用者が適切にサービスを選択できるよう、障害福祉サービス事業者等の指定情報を公表します。
81	▶ **介護サービス情報の公表**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 介護サービスの利用者がニーズにあった適切な事業者の選択ができるよう支援するとともに、利用者に評価・選択されることによって、事業者が提供するサービスの質の向上が図られることなどを目的として、介護サービス情報を公表します。
82	▶ **介護サービス相談員の派遣**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 介護保険サービスを利用する者等の話を聞き、利用者の疑問や不満、不安の解消を図り、派遣を受けた事業者等における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とした介護サービス相談員派遣等事業の取組を支援します。
83	▶ **高齢者の暮らしを支える介護サービスの充実**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤整備に対して助成を行います。
84	▶ **共生型サービスを提供する体制への支援**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 同一事業所内で高齢者と障がいの福祉サービスを受けられる共生型サービスの提供体制が整備されるよう、事業所への支援を行います。
85	▶ **北海道福祉人材センターの運営支援**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 福祉の職場で働きたい人と職員を採用したい福祉の職場をつなぐマッチング支援をはじめ、福祉の職場説明会や講習会等を行う福祉人材センターの運営を支援します。
86	▶ **家族介護経験者との交流会の開催**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含めた支援を行うため、家族支援のための電話相談や介護経験者との交流会を開催します。
87	▶ **キャリアパス形成への支援**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 福祉・介護サービスに従事する者のキャリアパス形成を促進する研修等の実施や実務者研修等受講者の代替職員の雇用による職員の資質向上や定着を図ります。
88	▶ **介護従事者の定着支援**……保健福祉部 高齢者保健福祉課 介護職員の定着を図り、離職を防止するため、事業者等の意識と実態を改革していく働きかけなど、魅力ある職場づくりに向けた研修等を実施します。

(2) ケアラーを支えるサービスの充実（続き）

89	▶ **潜在的介護職員等の活用推進**……保健福祉部　高齢者保健福祉課 人材派遣会社が介護分野の潜在的有資格者等を有期雇用し、施設等へ派遣することで、実際の就業を通じた職場を見極め、派遣期間終了後の直接雇用につなげます。
90	▶ **離職した介護福祉士の再就業促進**……保健福祉部　高齢者保健福祉課 福祉人材センターに届出された離職した介護福祉士等の情報を活用し、復職に必要な情報の提供など、再就業を促します。
91	▶ **介護の仕事に関する普及啓発**……保健福祉部　高齢者保健福祉課 介護従事者確保に向け、高齢者や主婦層等に対する啓発事業の実施し、直接に介護の理解を深めるようアプローチを行う職場見学会等を実施します。
92	▶ **福祉・介護に関する職場体験**……保健福祉部　高齢者保健福祉課 福祉人材センターにおいて、福祉・介護に関する職場体験の機会を提供し、新たな人材の参入促進を図ります。
93	▶ **外国人介護人材の受入研修**……保健福祉部　高齢者保健福祉課 外国人介護人材の受入に係る諸制度の仕組みや受入に当たっての留意点などを内容とする研修を実施します。
94	▶ **障がい児を支える家族の負担軽減**……保健福祉部　子ども家庭支援課 家族の精神的・肉体的負担を軽減するため、身近な地域で短期入所等が利用できる体制整備に努めます。
95	▶ **介護福祉士養成施設の運営**……経済部　産業人材課 「社会福祉士及び介護福祉士法」の規定に基づく介護福祉士養成施設の運営費を助成することによって、介護人材の育成・確保を推進します。
96	▶ **障がい者の職業訓練や雇用定着支援**……経済部　産業人材課 障がい者の自立に向け、作業に対する理解の段階に応じた訓練を実施することによって、訓練終了後は訓練実施企業等での雇用と定着を目指します。
97	▶ **公共職業訓練等による障がい者の支援**……経済部　産業人材課 障害者職業能力開発校のほか、高等技術専門学院や民間教育訓練機関の活用により障がいのある方の自立に向けた職業訓練の実施に努めます。

(3) ワーキングケアラーへの支援の促進

98	▶ **障がい児を支える家族への就労支援**……保健福祉部　障がい者保健福祉課 子どもに障がいがあることによって就労が制限されることのないよう、家族の就労のための支援に努めます。
99	▶ **離職者を対象とした就職訓練**……経済部　産業人材課 高等技術専門学院において、離職者を対象として、地域のハローワークや関係機関と連携しながら、人材が不足している介護や建設分野への対応などの地域のニーズを踏まえた訓練コース及びカリキュラムを設定した委託訓練の実施に努めます。
100	▶ **子育て・介護等と仕事の両立支援**……経済部　雇用労政課 育児や介護の家庭生活と仕事を両立しながら、希望どおりに働き続けることができるような職場環境を整備することが必要です。 このため、育児・介護休業制度等の活用促進や仕事と家庭が両立できる働き方改革に取り組む企業への支援を通じ、仕事と家庭の両立が可能となる職場環境の整備を促進します。
101	▶ **ひとり親家庭の母親を対象とした再就職支援**……経済部　雇用労政課 様々な事情で仕事を辞めた女性がブランクを経て再就職する場合など、すべての女性が希望どおりに働くことができるよう、就業に関する相談や、技能習得・就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供により、ひとり親家庭の母親の自立を支援します。

7 数値目標の設定

1 設定の意義

地域の実情に応じたケアラー支援の取組を着実に推進していくためには、定期的に施策の実施状況を確認し、分析・評価を行うことが必要であり、それに当たっては、客観的な指標として、数値目標を設定することが有効です。

このことを踏まえ、条例第10条第２項において、計画では、基本的な考え方や具体的施策のほか、「ケアラー支援を推進するために必要な事項」の一つとして、施策の推進管理を行うための数値目標を定めることとしています。

2 数値目標を設定する項目

この計画では、基本的施策に沿って次の(１)から(10)までの計10項目について数値目標を設定し、庁内関係課はもとより、市町村や関係機関との連携・協力のもと、令和11年度(2029年度)末までの取組を進めます。

道民や児童生徒・学校による認知度については、引き続き数値目標を設定するほか、(７)から(９)の３項目については、ケアラーとその家族にとって身近な地域で相談や支援を受けられる体制づくりが重要であることから、市町村を対象として設定しています。

また、現状と課題を踏まえ、相談支援機関がアセスメントを実施することでケアラーの置かれた状況を把握すること及び事業者が従業員をケアラーかどうかを把握することについては、項目を新設することとします。

i 普及啓発の促進

- **（１）ケアラーに関する認知度（道民）**
- **（２）ヤングケアラーに関する認知度（児童生徒）**
- **（３）ヤングケアラーに関する認知度（学校）**

ii 早期発見及び相談の場の確保

- **（４）ケアラー支援に携わる人材の育成**
- **（５）ヤングケアラーの相談窓口に関する認知度（児童生徒）**
- **（６）アセスメントによる状況把握（相談支援機関）**
- **（７）相談窓口の明確化及び協議の場の整備（市町村）**

iii 地域づくり

- **（８）交流拠点の整備（市町村）**
- **（９）地域アドバイザーの活用（市町村）**
- **(10) ワーキングケアラーの把握（事業者）**

目標（1） ケアラーに関する認知度（道民）

普及啓発関係

ケアラーを適切な支援につなげていくためには、社会的認知度の向上が重要であることから、普及啓発の取組により、ケアラーについて内容まで理解する道民の割合を数値目標として設定します。

ケアラー（ヤングケアラーを含む）に関する道民の認知度：80%以上

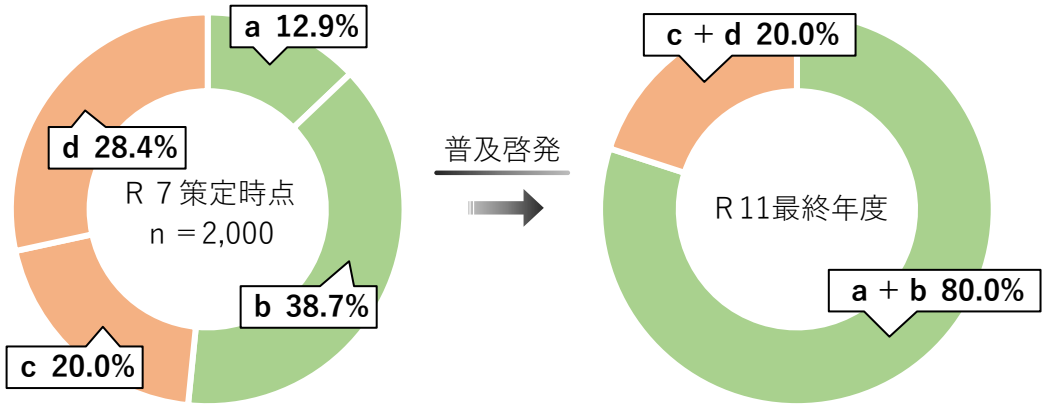

- a 内容・言葉とも理解
- b 内容・言葉をなんとなく理解
- c 内容は知らない
- d 全く知らない

- a＋b（内容まで理解している）
- c＋d（内容を理解していない）

設定の考え方

道では、「ケアラー支援推進月間」を設定し、シンポジウム開催のほか、ホームページやSNSを活用した情報発信、ポスターやリーフレットの配架をするなどして、普及啓発を図ってきました。

道民を対象としたアンケート調査においてケアラーという言葉を「内容まで理解している」と回答した割合が51.6%（12.9%＋38.7%）であったことを踏まえ、これまでの普及啓発の取組が十分に届いていない層に対する効果的なアプローチを図ることで、計画最終年度までに「認知度80%」が達せられるよう努めていきます。

目標（2） ヤングケアラーに関する認知度（児童生徒）

普及啓発関係

児童生徒におけるヤングケアラーの認知度はまだまだ高いといえない状況にあることから、普及啓発の取組により、ヤングケアラーについて内容も知っているとする児童生徒の割合を数値目標として設定します。

ヤングケアラーに関する児童生徒の認知度：50％以上

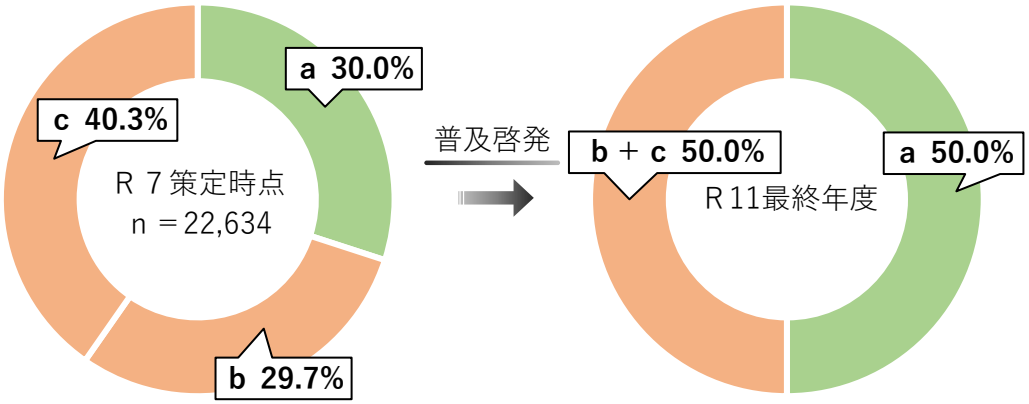

- a 聞いたことがあり、内容も知っている
- b 聞いたことはあるが、内容は知らない
- c 聞いたことがない

- a 聞いたことがあり、内容も知っている
- b ＋ c （その他）

設定の考え方

国による集中啓発期間中の広報に加え、道では、ヤングケアラー支援に関するポスターを各学校に掲示したほか、「ヤングケアラーハンドブック」を作成するなど、児童生徒への普及啓発を図ってきました。

しかし、児童生徒を対象とした実態調査においてケアラーという言葉について「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した割合は30.0％にとどまり、目標未達だったことを踏まえ、更なる普及啓発の取組を図っていくことで、計画最終年度までに「認知度50％」が達せられるよう努めていきます。

目標（3） ヤングケアラーに関する認知度（学校）

普及啓発関係

ヤングケアラーへの支援の必要性や方法も含めて理解していることが重要であることから、普及啓発の取組により、ヤングケアラーについて意識して対応しているとする学校の割合を数値目標として設定します。

ヤングケアラーに関する学校の認知度（意識して対応している）：100%

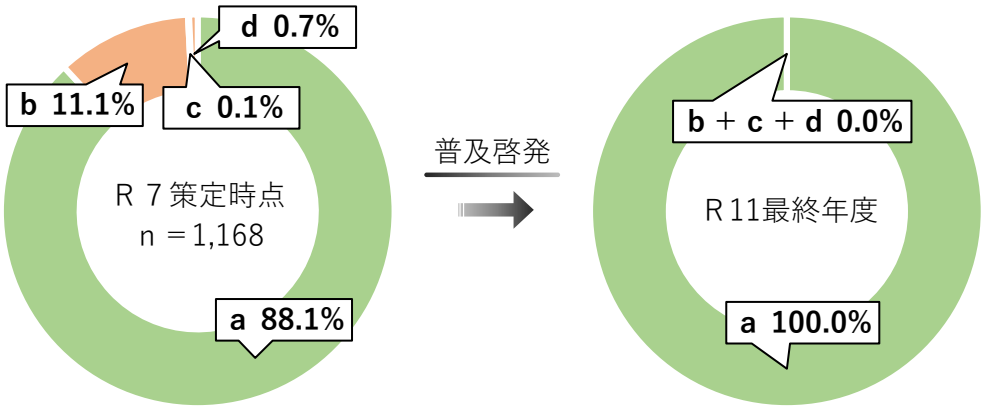

- a 知っている（意識して対応している）
- b 知っている（特別な対応はしていない）
- c 具体的には知らない
- d 知らない

- a（意識して対応している）
- b＋c＋d（その他）

設定の考え方

教職員は、児童生徒と接する時間が長く、ヤングケアラー支援の特性を踏まえて対応することで家庭の状況に気づいたり、関係者間で情報を共有するといった取組が早期の発見・把握につながる可能性もあるなど、教育機関が担う役割は重要です。

学校を対象とした実態調査において、ヤングケアラーに対し「意識して対応している」と回答した割合が86.6%であったことを踏まえ、更なる普及啓発の取組を図っていくことで、計画最終年度までに「認知度100%」が達せられるよう努めていきます。

目標（4） ケアラー支援に携わる人材の育成

ⅱ 早期発見及び相談の場の確保関係

ケアラーへの適切な支援方法を広く浸透させるには支援に携わる職員が広く研修を受講するよう推し進めて行く必要があることから、受講者数を数値目標として設定します。

道が実施する研修の受講者数：1,000人×４年＝4,000人

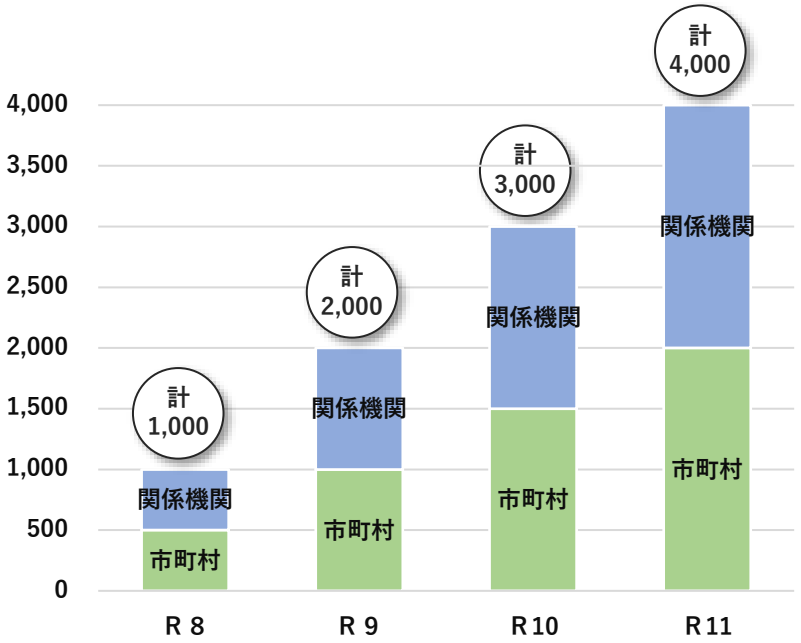

設定の考え方

道では、高齢者支援・障がい者支援・生活困窮者支援の福祉の３分野のほか、児童福祉や教育委員会などの市町村職員、各分野の相談支援機関やサービス事業所、医療機関や学校などの関係機関職員を対象とした研修を開催してきました。

相談支援機関を対象とした実態調査では「受講した人はいない」とする事業所が６割以上あったことを踏まえ、受講者の更なる拡大を図るとともに、テーマ別研修を開催するなど、内容のアップデートを図ることで、計画最終年度までに「計4,000人」の受講が達せられるよう努めていきます。

目標（5） ヤングケアラーの相談窓口に関する認知度（児童生徒）

ⅱ 早期発見及び相談の場の確保関係

本来大人が担うような家庭内のケアについて、いつでも気軽に自らの悩みや負担を相談できる場があることが児童生徒に広く認識されるよう、相談窓口の認知度を数値目標として設定します。

ヤングケアラーの相談窓口に関する児童生徒の認知度：50％以上

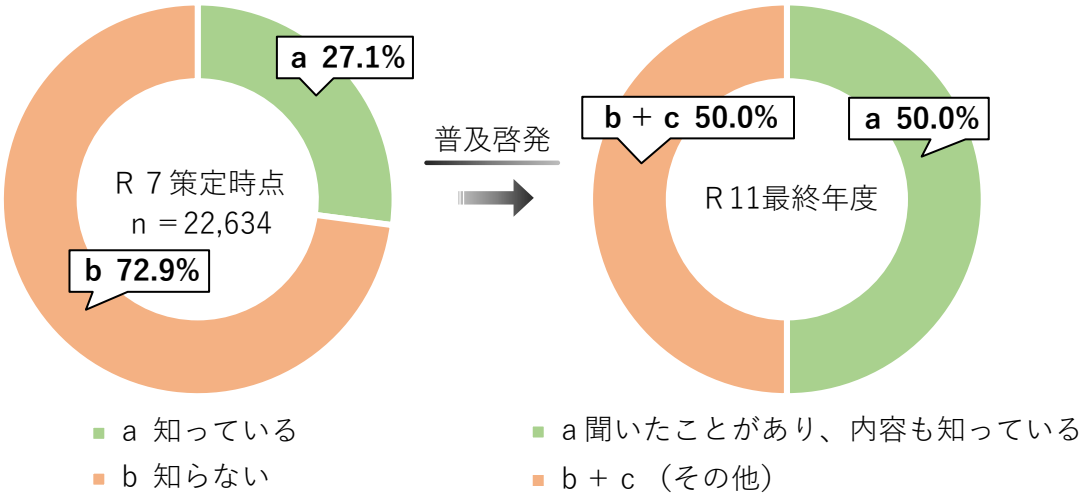

設定の考え方

家庭内のケアに関する悩みについて「相談したことがない」とする児童生徒が多かったことから、道では、令和４年(2022年)に「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」（通称：ヤンサポ）を設置し、学校を通じて啓発用カードを配布するなどして周知を図ってきました。

しかし、児童生徒を対象とした実態調査において相談窓口について「知っている」と回答した割合は27.1％にとどまり、目標未達だったことを踏まえ、更なる普及啓発の取組を図っていくことで、計画最終年度までに「認知度50％」が達せられるよう努めていきます。

目標（6） アセスメントによる状況把握（相談支援機関）

ⅱ 早期発見及び相談の場の確保関係

ケアラーが抱える課題や悩みは複雑化・複合化しており、アセスメントによりケアラーの置かれた状況を把握することで適切な支援につなげるため、アセスメントを実施する相談支援機関の割合を数値目標として設定します。

相談支援機関によるアセスメントの実施率：80%以上

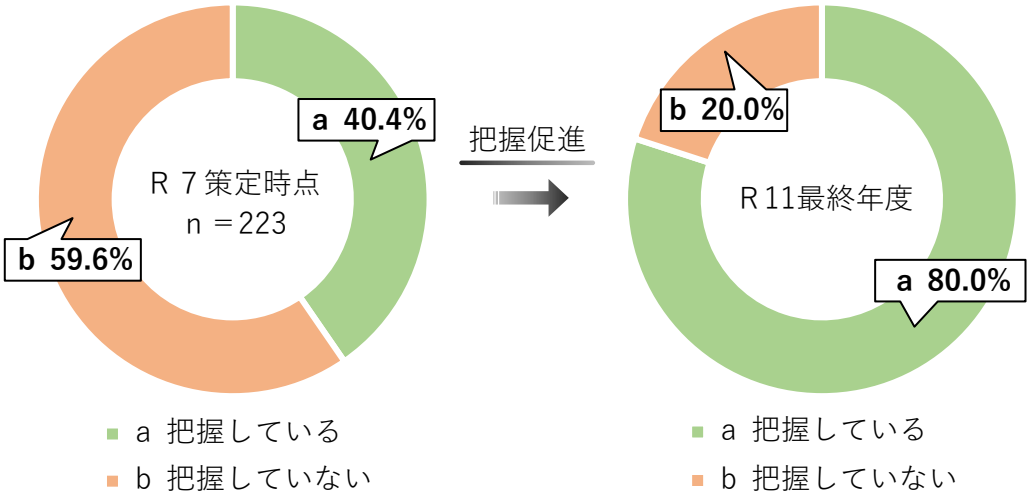

設定の考え方

道では、ケアラー支援に携わる職員向け研修を開催し、適切な相談対応と効果的な支援を推進する取組を行ってきました。

相談支援機関を対象とした実態調査ではケアラー自身の負担や悩みについての相談件数を「把握している」と回答した割合が25.1%、現に行っているケアラー支援でも「アセスメント」との回答は約４割にとどまったことを踏まえ、要ケア者のみならず、ケアラーも大切にされるべき存在であるという意識を高める取組を推進するなどして、計画最終年度までに「実施率80%」が達せられるよう努めていきます。

目標（7） 相談窓口の明確化及び協議の場の整備（市町村）

ⅱ 早期発見及び相談の場の確保関係

ケアラー支援に当たっては、相談を受ける窓口を明確化するとともに、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するための分野横断的な連携・協議体制が必要であることから、いずれも整備している割合を数値目標として設定します。

市町村における相談窓口の明確化及び協議の場の設置率：100%

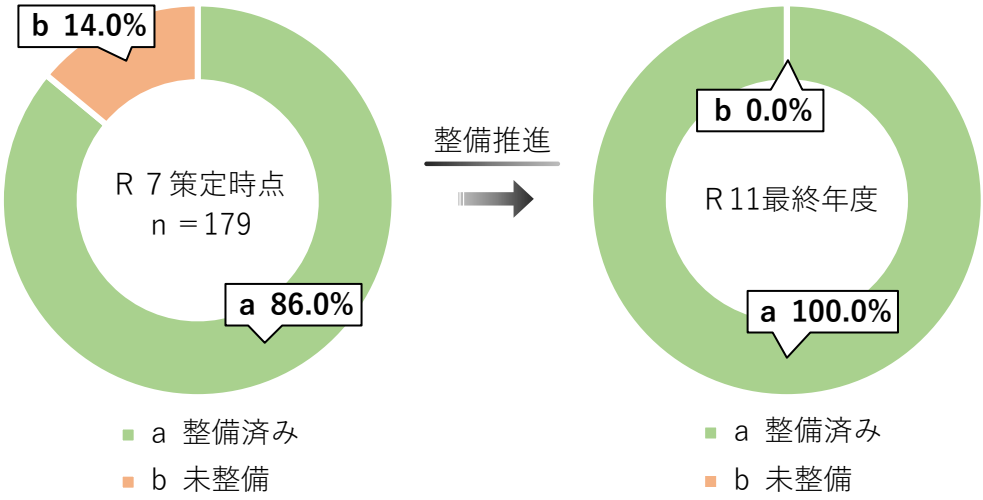

設定の考え方

ケアラーが自身の悩みを困りごとを相談しようとする場合、どのような窓口で、どのような支援を受けることができるのかといった仕組みや手順が知られていない場合があったことから、道では、市町村による相談支援体制の構築や分野横断的な連携・協議体制の整備を推進してきました。

相談窓口の明確化と協議の場の設置のいずれも行っている市町村数は154市町村となりましたが、どの地域に暮らすケアラーにとっても身近な市町村で体制の整備が行われることが重要であることから、計画最終年度までに「整備率100%」が達せられるよう努めていきます。

目標（8） 交流拠点の整備（市町村）

ⅲ 地域づくり関係

ケアラーの当事者同士の出会いや地域住民とのつながりの機会として介護者サロンやカフェなどの相互交流できる場が有効であることから、各市町村で広く提供されるよう、交流拠点を整備している割合を数値目標として設定します。

市町村における交流拠点の整備率：100％

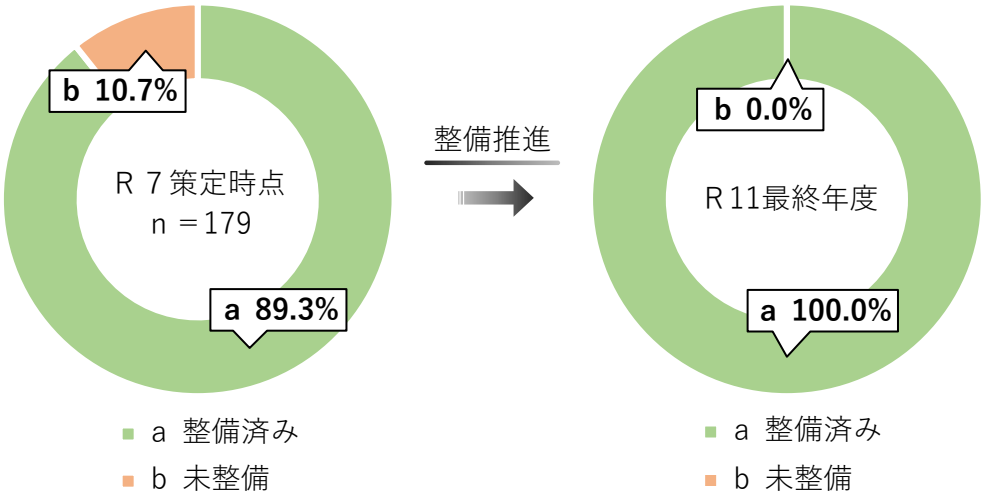

設定の考え方

ケアラーやその家族にとって、ケアの悩みや自身の経験について共有や相談ができるため、精神的な負担の軽減につながることが期待されることから、道では、全市町村で交流拠点が整備されるよう推進してきました。

市町村を対象とした調査によると、160市町村で整備され、令和４年(2022年)の前回調査比では大きく進展しましたが、ケアラーにとって身近な地域で交流の場が提供されることが望ましいことから、アドバイザーによる設置に向けた助言を行うほか、開催事例を横展開するなどして、計画最終年度までに「整備率100％」が達せられるよう努めていきます。

目標（9） 地域アドバイザーの活用（市町村）

iii 地域づくり関係

ケアラーを支援するための地域づくりは、地域の実情に応じて行われる必要があることから、市町村で広く活用されるよう、地域アドバイザーを活用している割合を数値目標として設定します。

市町村における地域アドバイザーの活用率：80%以上

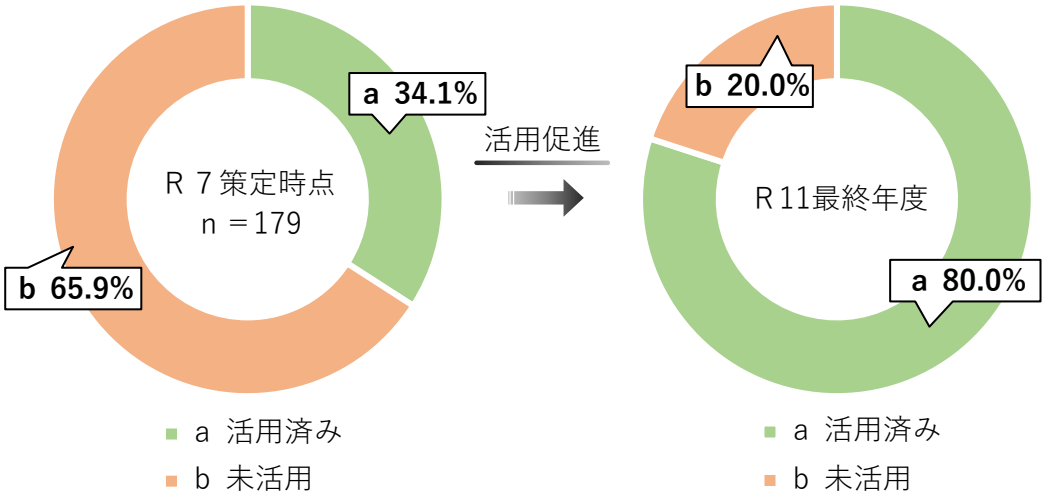

設定の考え方

ケアラーを支援するための地域づくりは、当事者にとってより身近な圏域で行われることが望ましいため、第二次地域福祉圏に当たる21圏域ごとに１名以上の地域アドバイザーを養成することを目標とし、令和７年度(2025年度)に全21圏域における配置が完了しました。

地域アドバイザーは、市町村の意向を踏まえつつ、支援体制の構築に向けた助言等を行っていますが、活用している市町村は３分の１にとどまることから、活用事例を横展開するなどして、計画最終年度までに「活用率80%」が達せられるよう努めていきます。

目標(10) ワーキングケアラーの把握（事業者）

iii 地域づくり関係

ケアと仕事の両立は、ケアラー本人と事業者双方にとって重要であり、その第一歩として対象者の把握が欠かせないことから、職務申告希望書等により自社の従業員がケアラーであるかを把握する割合を数値目標として設定します。

事業者による自社の従業員がケアラーであるかの把握率：60%以上

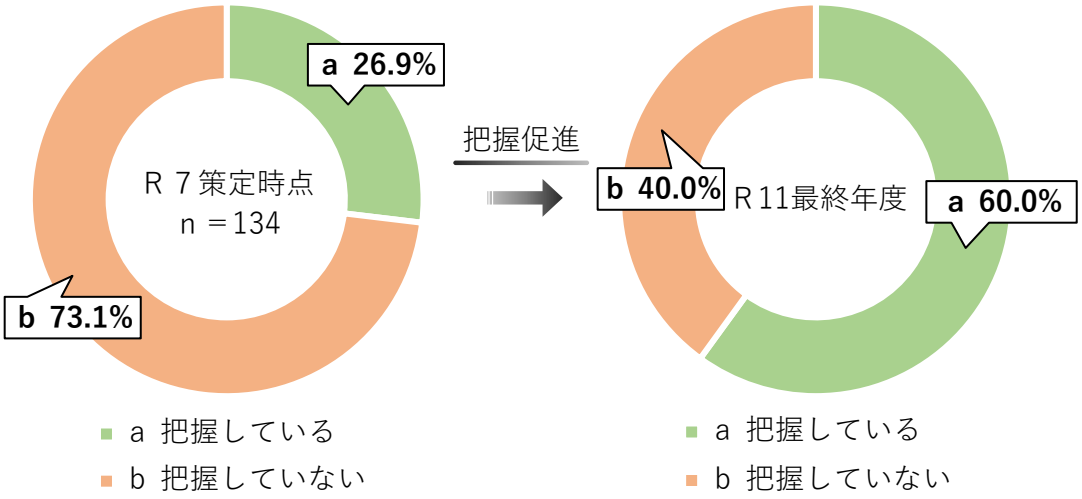

設定の考え方

ケアラーが悩みや負担を一人で抱え込むことのないよう、ケアと仕事を両立して続けることについて、事業者が肯定的に評価し、応援していく姿勢が大切です。

道内の事業者を対象としたアンケート調査では、自社の従業員がケアラーであるかを「把握していない」とする回答が73.1%であったことを踏まえ、「仕事と家庭の両立支援ハンドブック」の発行や「働き方改革推進企業認定制度」の実施に加え、両立支援セミナーを開催するなどして、計画最終年度までに「把握率60%」が達せられるよう努めていきます。

8 計画の推進管理

1 推進管理の考え方

ケアラー支援を的確に推進していくためには、計画を策定するとともに、そこで定める施策や目標達成に向けた取組を継続的に改善しながら計画の推進管理を行うことが必要です。

適切な推進管理を行うに当たっては、庁内の推進体制を整えた上で、評価指標や評価方法等を確立しておくことが求められます。

2 推進管理の方法

(1) 主なポイント

具体的な推進管理の方法について、まずは計画の実施状況を毎年点検するための評価体制を確保することが必要となります。

この体制は、外部評価情報を取り入れつつ、計画の策定と実施との継続性を保持する観点から、策定時の委員と同一にすることも有効とされており、道では、こうした考え方を踏まえ、評価体制をあらかじめ確保することとします。

次に、推進管理の仕組みとして、計画期間に応じたPDCAサイクルにより、それぞれの局面で、何を、どのように実施・改善していくかといった取るべき行動を明らかにしておくことが必要です。

そして、評価の物差しとなる指標を定めた上で、その達成度を測るとともに、結果を分析の上で、次のサイクルにおける改善の取組につなげていくことが重要となります。

Point 1　計画の実施状況を毎年点検するための評価体制の確保

… 外部委員を含めた合議体の設置（計画策定時との継続性を保持）

Point 2　推進管理に関する仕組みの構築

… PDCAサイクルに基づき行う行動の明確化

Point 3　評価指標の設定等

… 達成度の測定と結果の分析を経て改善の取組を循環

(2) PDCAサイクルの活用方法

この計画の期間は４年としていることから（Ｐ３）、ケアラー支援の基本的な方針や全体的な取組内容を見直す機会は、当該期間の満了時点となりますが、個々の施策や関連事業は年度を単位として行われるため、PDCAサイクルによる評価・見直しは、年度ごとに行うことが必要です。

また、各施策や取組の評価・見直しを行うに当たっては、PDCAサイクルをステップごとに細分化した上で、それぞれの段階に応じた確認や検証作業を行うことが有効とされています。

道では、こうした考え方も参考としつつ、継続的な見直しや改善を行うことで、ケアラー支援の取組を一層充実強化していきます。

P 計画：実績や予測に基づいた計画の策定

D 実行：計画に沿った取組の実施

C 評価：目標達成度の測定と取組内容の検証

A 改善：検証結果に基づいた改善策の検討

年度を単位として評価・見直しの取組を行う。

Plan	Step 1	達成しようとする取組や目標の確認
	Step 2	内的・外的要因の特定による現状把握
	Step 3	課題の的確な設定・表現
	Step 4	課題の要因分析
	Step 5	優先すべき施策の立案
Do	Step 6	施策の実行
Check	Step 7	施策の効果確認（目的の達成状況、課題解決の程度を確認）
Action	Step 8	Step 6（Do）と Step 7（Check）の継続

※ 厚生労働省「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」参照

9 参考資料

1 北海道ケアラー支援条例

北海道ケアラー支援条例をここに公布する。

令和４年３月31日

北海道知事　鈴　木　直　道

北海道条例第２号

北海道ケアラー支援条例

目次

第１章　総則（第１条－第９条）
第２章　ケアラー支援に関する基本的施策（第10条－第15条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、ケアラーへの支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ケアラー　高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。

(2) ヤングケアラー　ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。

(3) 関係機関　介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。

(4) 支援団体　地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラー支援を行うものをいう。

（基本理念）

第３条　ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、及び将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができるよう、行われなければならない。

２　ケアラー支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければならない。

3　ケアラー支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、ケアラーを地域社会全体で支えるよう、行われなければならない。

4　ケアラー支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者及び当該ケアラーの家族（第13条において「ケアラーによる援助を受けている者等」という。）に対する支援と一体的に行われなければならない。

5　ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、並びに適切な教育の機会が確保されるよう、行われなければならない。

（道の責務）

第４条　道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本道の特性及び地域の実情に応じたケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2　道は、ケアラー支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村がその地域の特性及び実情に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村に対して助言その他の必要な支援を行うものとする。

3　道は、第１項の施策の実施に当たっては、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体と相互に連携を図るものとする。

（道民の役割）

第５条　道民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとする。

2　道民は、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

2　事業者は、従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーである従業員に対しては、当該従業員の意向を踏まえつつ、その勤務の体制を定めるに当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第７条　関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性についての理解を深め、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、他の関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

２　関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性があることを認識するとともに、ケアラーに関わるときは、当該ケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、生活環境等について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

３　関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割）

第８条　教育に関する業務を行う関係機関であってヤングケアラーと関わるものは、前条に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ヤングケアラーに対する教育の機会の確保の状況について確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

２　教育に関する業務を行う関係機関であってヤングケアラーと関わるものは、前項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

（支援団体の役割）

第９条　支援団体は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的にケアラー支援を行うとともに、ケアラー支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び他の支援団体の活動に協力するよう努めるものとする。

第２章　ケアラー支援に関する基本的施策

（推進計画）

第10条　知事は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めなければならない。

２　推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　ケアラー支援に関する施策についての基本的な考え方

(2)　ケアラー支援に関する具体的施策

(3)　前２号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項

３　知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

４　知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（普及啓発の促進）

第11条　道は、ケアラーが自らの置かれている状況について正しく理解し、必要な支援を求めることができるようにするため、道民、事業者、関係機関及び支援団体に対し、それぞれが果たすべき役割及びケアラー支援の必要性についての普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等）

第12条　道は、ケアラーの早期発見に向けて、学校、職場、地域その他の様々な場における気づき、市町村、関係機関及び支援団体の間の情報の共有並びに必要となる人材の育成を促進するために必要な措置を講ずるとともに、市町村及び関係機関との緊密な連携の下、ケアラーが相談することができる場を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

２　道は、ヤングケアラーへの支援に関し、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に支援に反映される環境の整備に努めるものとする。

（ケアラーを支援するための地域づくり）

第13条　道は、公的な介護、福祉又は医療に関するサービスがケアラーによる援助を受けている者等によって効果的に利用され、ケアラーが必要な支援を受けて安心して暮らすことができる地域づくりを、ケアラーと地域住民等が一体となって推進することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第14条　道は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第15条　道は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

２　知事は、この条例の施行の日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 計画の策定体制等

(1) 計画の策定経過

第２期「北海道ケアラー支援推進計画」は、道の関連する計画と調和を図り、各分野との連携を確保しつつ策定するため、庁内の関係部局で構成する「北海道ケアラー支援推進連携会議」により、施策の進め方などについて協議を行っています。

本計画の見直しに当たっては、幅広い観点から専門的な意見を聴く目的で、学識経験者やケアラー当事者、支援団体のほか、経済・労働団体、市町村の代表者等で構成する「北海道ケアラー支援推進協議会」において、関係調査の項目や内容の検討、具体的取組等に関する協議を行い、各構成員から貴重な意見を多く得ました。

また、条例第10条第３項の規定により、広く道民の意見を反映するため、パブリックコメント（道民意見の提出手続）を実施し、寄せられた意見や要望について、計画の策定過程に反映させるよう努めています。

年　月	内　容
令和７年(2025年)４月	
５月	**第１回北海道ケアラー支援推進協議会**〔５月16日〕
６月	**ケアラー実態調査**〔６月18日～７月10日〕
７月	**道民の意識に関するアンケート調査**〔７月１日～８月13日〕 **ヤングケアラー実態調査**〔７月３日～７月29日〕 **「仕事と介護の両立支援」アンケート調査**〔７月７日～７月31日〕
８月	**第２回北海道ケアラー支援推進協議会**〔８月26日〕
９月	
10月	
11月	**第３回北海道ケアラー支援推進協議会**〔11月12日〕 **第２期北海道ケアラー支援推進計画（素案）の作成**
12月	**パブリックコメント（道民意見の提出手続）**〔12月上旬～１月上旬〕
令和８年(2026年)１月	
２月	**第４回北海道ケアラー支援推進協議会**〔２月上旬〕 **第２期北海道ケアラー支援推進計画（案）の作成**
３月	**第２期北海道ケアラー支援推進計画の決定**

(2) 北海道ケアラー支援推進連携会議

北海道ケアラー支援推進連携会議設置要綱

（目的）

第１　「老老介護」「ダブルケア」を行う方々や「ヤングケアラー」などのケアラー問題に関し、庁内関係課の連携のもと、情報・意識共有を図るとともに、関係課で実施する施策を推進するため、北海道ケアラー支援推進連携会議（以下、「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２　会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) ケアラー支援施策の推進のための庁内連携に関すること。

(2) ケアラー支援のための道の有識者会議に関すること。

(3) その他ケアラー支援施策の推進に関し必要な事項に関すること。

（構成）

第３　会議は、別表１に掲げる所属の関係課長で構成する。

２　会議の座長は、保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課長をもって充てる。

（座長の職務）

第４　座長は、会議を代表し、会議の事務を掌理する。

２　座長は、会議を招集し、これを主宰する。

（部会）

第５　ケアラー問題を具体的に処理するため、部会を設置することができる。

２　部会は、座長の了承の下、前項の具体的な処理のために必要な方策を検討し、決定することができる。

３　部会は、別表２に掲げる関係課の課長補佐・主幹で構成するものとする。

４　部会長は、別表２に掲げる部会長を置く課の構成員の中から選任するものとし、それぞれの部会を招集し、運営する。

５　部会長は、必要があると認めるときは、部会に他の部会の構成員及び関係者の出席を求めることができる。

６　部会の開催結果は、部会長を通じ、座長に報告するものとする。

７　座長は、前項の報告を受理したときは、速やかに会議の構成員に周知するものとする。

８　部会の庶務は、部会長を置く課において処理する。

（関係者の出席）

第６　座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第７　会議の庶務は、保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課において処理する。

（その他）

第８　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附　則

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

この要綱は、令和４年４月21日から施行する。

この要綱は、令和５年７月12日から施行する。

この要綱は、令和７年４月11日から施行する。

別表１

部署名	職　名
▶ **総務部**	
…行政局学事課	学事課長
▶ **環境生活部**	
…くらし安全局道民生活課	道民生活課長
▶ **保健福祉部**	
…総務課	政策調整担当課長
…地域医療推進局地域医療課	地域医療課長
…福祉局地域福祉課	地域福祉課長
	保護担当課長
…福祉局障がい者保健福祉課	障がい者保健福祉課長
…福祉局高齢者保健福祉課	高齢者保健福祉課長
…子ども政策局子ども政策企画課	子ども成育支援担当課長
…子ども政策局子ども家庭支援課	子ども家庭支援課長
	虐待防止対策担当課長
▶ **経済部**	
…労働政策局雇用労政課	雇用労政課長兼働き方改革推進室長
▶ **教育庁**	
…学校教育局生徒指導・学校安全課	生徒指導・学校安全課長
…学校教育局高校教育課	高校教育課長

別表２

部署名	部会長を置く課
▶ **ケアラー部会**	
…保健福祉部地域医療推進局地域医療課	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課
…保健福祉部福祉局地域福祉課	
…保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	
…保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課	
…経済部労働政策局雇用労政課	
▶ **ヤングケアラー部会**	
…総務部行政局学事課	保健福祉部子ども政策局 子ども家庭支援課
…保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課	
…保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課	
…教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課	
…教育庁学校教育局高校教育課	

(3) 北海道ケアラー支援推進協議会

北海道ケアラー支援推進協議会開催要領

（目的）

第１条　高齢化、核家族化の進行等の社会構造の変化などにより、「老老介護」「ダブルケア」「ヤングケアラー」「介護離職」など家族の介護や世話を行うケアラーの問題及びこれらのケアラーに対する支援の重要性が指摘されていることを踏まえ、道におけるケアラー支援対策について幅広い観点から意見を聴取するため、北海道ケアラー支援推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（議題）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

（１）北海道ケアラー支援推進計画に関する必要な事項

（２）その他道におけるケアラー支援対策に関し、必要な事項

（構成）

第３条　構成員は、ケアラー支援に関する学識経験者、当事者、関係団体及び行政機関の代表者等により構成する。

（運営）

第４条　協議会は、必要に応じて、保健福祉部長（以下、「部長」という。）が招集し、主催する。

２　協議会に座長を置き、部長が指名する。

３　座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。

４　部長が特に必要と認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（その他）

第５条　協議会の事務は、保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課において行う。

２　この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附　則

この要領は、令和５年８月７日から施行する。

北海道ケアラー支援推進協議会構成員名簿

分野（区分）		所属・役職	氏名（敬称略）
▶ **学識者**			
	社会福祉	星槎道都大学社会福祉学科 准教授 （一般社団法人北海道介護支援専門員協会 会長）	**大島　康雄**
	精神保健	札幌医科大学保健医療学部看護学科精神看護学領域 教授	**澤田　いずみ**
▶ **当事者**		北海道ヤングケアラー相談サポートセンター センター長 （一般社団法人北海道ケアラーズ 代表理事）	**加藤　高一郎**
▶ **当事者団体**			
	ケアラー	一般社団法人日本ケアラー連盟 代表理事 （社会福祉法人北海道社会福祉協議会生活支援部 参事）	**中村　健治**
	認知症介護	北海道認知症の人を支える家族の会 事務局長	**西村　敏子**
	難病	一般財団法人北海道難病連 事務局長	**下田　美雪**
▶ **支援機関**			
	介護	北海道地域包括･在宅介護支援センター協議会 副会長 （旭川市神楽・西神楽地域包括支援センター センター長）	**今井　敦**
	障がい	空知圏域地域づくりコーディネーター	**加藤　鮎美**
	教育	北海道スクールソーシャルワーカー （日本医療大学総合福祉学部 准教授）	**今西　良輔**
▶ **医療従事者**		公益社団法人北海道看護協会 常務理事	**山本　純子**
▶ **経営者**		北海道経済連合会 労働政策局長	**池田　幸司**
▶ **労働者**		日本労働組合総連合会北海道連合会 政策・政治局長	**永田　重人**
▶ **市町村**			
	市部	北広島市保健福祉部福祉総合相談室 参事	**野切　径代**
	郡部	栗山町 福祉課長	**高田　宏明**

支える人を、ひとりにしない。

第２期
北海道ケアラー支援推進計画

（令和８年(2026年)３月）

発行　北海道

編集　北海道　保健福祉部

福祉局　地域福祉課
障がい者保健福祉課
高齢者保健福祉課

子ども政策局　子ども家庭支援課

住所　〒060-8588 北海道札幌市中央区北３条西６丁目

電話　011-204-5275（高齢者保健福祉課 地域支援係）

Mail　hofuku.kouhuku1@pref.hokkaido.lg.jp

© 2026 Department of Health and Welfare Hokkaido Government